⑵　当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

茨城県告示第838号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第５項及び茨城県内水面漁業調整規則（令和２年茨城県規則第74号）第11条第５項に規定する許可の基準を次のように定める。

令和８年10月８日

茨城県知事　大井川　和彦

茨城県内水面における知事許可漁業の許可の基準

（趣旨）

第１条　漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する第42条第５項及び茨城県内水面漁業調整規則（令和２年茨城県規則第74号。以下「規則」という。）第11条第５項に規定する許可の基準については、この基準の定めるところによる。

（許可の基準）

第２条　漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき漁業者の数が、法第58条において読み替えて準用する法第42条第１項及び規則第11条第１項の規定により公示した許可等をすべき漁業者の数を超える場合においては、次の優先順位に従って、許可等をする者を定めるものとする。

⑴　次のいずれにも該当する者が申請した場合

ア　許可等を受けた者が、その許可等の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

イ　許可等を受けた者であって、その許可等の有効期間中、操業の実績がある者（やむを得ない理由により休業していた場合や、対象資源の状況等により操業しなかった場合はその限りではない。）

⑵　１年に30日以上茨城県内水面において、当該漁業の許可以外の許可受有者又は規則第30条第１項に基づく許可受有者並びに漁業権行使者として操業の実績を有する者が申請した場合

⑶　茨城県内水面において、当該漁業の許可以外の許可受有者又は規則第30条第１項に基づく許可受有者並びに漁業権行使者として操業の実績を有する者が申請した場合

⑷　第１号から第３号までのいずれにも該当しない場合

２　前項の規定により許可等をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可等をする者を定めるものとする。

茨城県告示第839号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第５条第２項の規定により、次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

令和８年10月８日

茨城県知事　大井川　和彦

１　指定取消年月日　　令和８年９月24日

２　売りさばき人の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者氏名）

稲敷郡阿見町大字阿見2205

山﨑　正義

（売りさばき所：稲敷郡阿見町大字廻戸276）